

令和7年度
山梨県主任介護支援専門員研修 開催要領

1 目 的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

山梨県

3 研修実施機関

一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会に委託

4 受講対象者

次の受講要件（１）及び（２）を満たす者であって、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者として県が適当と認める者

受講要件（１） 次の①～③のすべてを満たす者

- ①利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実施できていると認められる者
- ②研修修了後、他の介護支援専門員への助言・指導の役割を果たす意志がある者
- ③「山梨県介護支援専門員専門研修・更新研修実施要綱」に基づく専門研修課程・更新研修Ⅰ及び専門研修課程・更新研修Ⅱを修了した者

受講要件（２） 次の①～④のいずれかに該当する者（※１）

- ①専任（※２）の介護支援専門員として従事した期間が通算して５年（６０か月）以上である者（ただし、管理者（※３）との兼務は期間として算定できるものとする。）
- ②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成１４年４月２４日老発第０４２４００３号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（※２）の介護支援専門員として従事した期間が３年（３６か月）以上であるもの（ただし、管理者（※３）との兼務は期間として算定できるものとする。）
- ③施行規則第１４０条の６６第１号イの（３）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者（※４）として現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④介護支援専門員として従事した期間（兼務の期間を含む）が通算して５年（６０か月）以上である者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア. 山梨県が実施する介護支援専門員等研修（※５）において、講師又はファシリテーターとしての経験を有する者
 - イ. 兼務の内容が、地域包括支援センターにおいて、居宅サービス計画の指導等に関わりがある者

- (※１) 介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所又は施設において、介護支援専門員として業務に就労していることを指す。単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的にいき、介護サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められない。

①居宅介護支援事業所 ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 ③小規模多機能居宅介護、看護小規模多機能居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者 ④介護保険施設 ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 ⑥介護予防小規模多機能居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 ⑦介護予防支援事業者 ⑧地域包括支援センター

- (※２) 専任とは、常勤専従のことを言う。
- (※３) 本研修の管理者とは、(※２)に示す事業所又は施設の管理者を指す(令和元年度から対象を拡充)。ただし、同一事業所の管理者とする。
- (※４) 主任介護支援専門員に準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者を言う。
- (※５) 山梨県が実施する介護支援専門員等研修は下表とする。

実施年度	研修名
平成18年度以降	実務研修、実務従事者基礎研修、専門研修課程・更新研修Ⅰ、専門研修課程・更新研修Ⅱ、再研修・更新研修、介護予防ケアマネジメント従事者研修
平成17年度以前	実務研修、現任研修、基礎研修課程1、基礎研修課程2、専門研修

5 研修定員 30名程度

6 研修日程及びカリキュラム 別添日程表のとおり

※オンデマンド配信実施科目は別途受講決定時に示される日程までに受講完了すること
が必要となるため、自身で確認のうえ受講すること。

- ・研修形態や日程・場所等の変更他、緊急のお知らせは、山梨県介護支援専門員協会のホームページで案内する。【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】

7 受講申し込み

受講申込期限 令和7年7月11日(金)まで厳守

※期日を過ぎての申し込みは受け付けない。

- ・申込先：一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会(研修実施機関)
- ・申込方法：一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会ホームページに掲載の「令和7年度山梨県主任介護支援専門員研修」 受講申し込みリンクから申し込む。

※申込や回答方法については、〈申込方法及び受講までの流れ〉を参照すること。

8 提出書類

次の書類を山梨県介護支援専門員協会に提出（郵送）する。

なお、受講申込期限までに「山梨県介護支援専門員協会ホームページの受講申し込みリンク」からの申込み及び、又は必要書類の提出が確認できない場合は、受付できないことがあるので注意して下さい。

提出書類	ア 地域包括支援センターに所属する介護支援専門員	イ 事業所に所属する介護支援専門員
1 受講申込書 兼 受講要件確認用紙	(様式1) ☐	(様式1) ☐
* 研修修了証明書の写し等 証明資料	☐	☐
2 実務経験証明書	(様式2) ☐	(様式2) ☐
3 推薦書	(様式3) ☐	(様式3) ☐
4 居宅・施設サービス計画等 ※		
ア 基本情報	(主任01) ※ ☐	(主任01) ※ ☐
イ 医療情報シート	(主任02) ※ ☐	(主任02) ※ ☐
ウ 課題分析（アセスメントの概要）	(主任03) ※ ☐	(主任03) ※ ☐
エ 課題整理総括表	(主任04) ※ ☐	(主任04) ※ ☐
オ 居宅・施設サービス計画書 (第1表～3表)		☐
カ 介護予防サービス・支援計画書	☐	

- ・ 提出書類の様式については、山梨県介護支援専門員協会ホームページ及び WAMNET に掲載するため、ダウンロードして使用する。

※ 4 居宅・施設サービス計画等の提出書類については、事業所等において使用している書式に記載内容が含まれている場合は、該当する様式に代えて提出することができる。ただし、課題分析（アセスメントの概要）などを、一部介助、レ点のみとするなど、具体的内容の記載がないものは認められないので、注意願います。

居宅・施設サービス計画等について

受講要件(1)①を確認するために提出していただきます。

- ① 居宅・施設サービス計画等は、受講希望者が担当しているケースで、直近のプランに関わる一連の書類を提出願います。
- ② 個人情報保護のため、利用者個人が特定されないように、個人名等のマスキング願います。

<マスキングの留意点>

- ・ 個人名はイニシャルを不可とし、利用者 A から順番にアルファベットで記載する。
- ・ 利用者は「A」に統一する。
- ・ 住所、電話番号は消す。
- ・ 生年月日は〇〇年〇〇月〇〇日とし、年齢を記載する。

9 受講決定

- (1) 受講要件(1)(2)に該当する者を書類審査等により総合的に判断し受講可否を決定する。
- (2) 定員を超過した場合は、原則として次の優先順位で受講決定する。

○ 居宅介護支援事業所において、主任介護支援専門員がいない事業所に勤務している者

- 地域包括支援センターにおいて、来年度主任介護支援専門員として配属予定である者
○同一事業所からの受講申込者が複数の場合は事業所推薦が上位の者
- (3) 実務経歴証明書に記載されている内容については、必要に応じて、当該就業先事業所・施設又は管轄市町村等に確認する。
- (4) 受講可否等を記載した通知は、受講申込者の所属長あるいは市町村長あてに送付する。
(令和7年7月下旬頃、委託先の山梨県介護支援専門員協会より発送予定)。

10 受講料及びテキスト代

- (1) 受講料 50,000円(テキスト代別途)

テキスト「新版／介護支援専門員現任研修テキスト 主任介護支援専門員研修」

発行：中央法規出版株式会社

定価：4,000円＋消費税

※受講料徴収方法及びテキストの購入方法については、受講決定時に研修実施機関から通知する。

※一度納入された受講料は、いかなる理由でも返金及び翌年度への持ち越し等はできない。

- (2) 研修会場までの交通費及び宿泊費等は、受講者の負担とする。

11 修了証明書の交付

- (1) 全科目を受講し、修了評価(筆記試験、課題提出及び演習状況等の評価)において合格基準に達していると認められた者に、研修修了証明書を交付し、各事業所に送付する。
- (2) 課題の提出状況、筆記試験、演習状況等により評価し、修得不十分と評価される場合は、補講やレポートの提出等で補うことを指示する。
- (3) 次に該当する場合は、該当科目に係るカリキュラムを修了したとはみなさないため、修了証明書が発行できないことがある。研修受講態度が著しく不良の場合は修了証明書を発行しない。
- ① やむを得ない事由がない遅刻や早退、途中退席した者
 - ② 研修受講態度が不良な者
 - ・ 研修の進行を妨げる行為をおこなった者
 - ・ 講師等の指示に従わない者
 - ・ 研修会場に迷惑をかける行為をおこなった者
 - ・ 研修の参加者として好ましくない行為をおこなった者
 - 例) 他者への攻撃的発言、講義と関係のない行動、演習に参加しない 等
 - ③ 研修中の課題等を提出しない者
 - ④ 課題等の提出期限を厳守しない者
 - ⑤ 秘密保持義務を守らない等、介護支援専門員の義務や倫理を損なうような行為をおこなった者
- また、受講要件を満たさないまま研修を受講した者については研修修了証明書を交付しない。
- (4) 全科目の受講を前提としているため、欠席・遅刻・早退等があった場合は、修了できないことを原則とする。但し、感染症・その他傷病や、身内の不幸等のやむを得ないと認められる事情により未受講となった場合に限り、代替措置を認める場合がある。(代替措置の時間数には上限(研修合計時間の1/3)あり。)

12 事前課題(受講決定後の提出書類)

(1) 演習事例の用意

本研修の演習では、受講者の指導事例又は担当事例を使用するため、事例を指定様式で作成し提出する。事例作成等の留意事項、提出書類及び提出日については、研修実施機関のホームページで案内するため確認すること。

(2) 研修記録シート

本研修の受講及び修了にあたっては、研修受講前、受講直後、受講3か月後の到達度を確認するため、受講者が各自当該シートを作成することを必須とする。

13 受講に必要なもの

課題様式の配布、課題の提出等は、インターネットを通じて行うため、次の環境が必要となる。

- ・インターネット接続環境
- ・電子メールアドレス

※研修期間中、研修内容に関わることや、緊急連絡等重要なメールを送信する場合があるため、Excelファイル等が確実に送受信できる個人用のアドレスとする。

- ・マイクロソフトExcel・Word・PDFが使えるパソコン

※オンラインによる研修に切り替えた場合は、Zoom会議の使用が可能であること。

また、筆記試験時の画面共有の都合上、スマートフォン・タブレットでの参加はできない。

14 受講にあたっての留意点

- ・遅刻・途中退席は原則として認めない。
- ・換気等の都合で、室温調整が十分にできないことがあるため、衣服等で各自調整のこと。

15 個人情報について

- (1) 本研修の申込書等、各種添付書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い山梨県主任介護支援専門員研修及び名簿登録、修了証発行業務に使用する。
- (2) 本研修の修了者の個人情報（介護支援専門員登録番号、氏名、所属先等）については、研修委託先等が実施する介護支援専門員養成・資質向上を図る各研修の講師等の名簿として山梨県・市町村又は介護支援専門員に係る山梨県が委託する研修実施機関に提供する。

16 その他

- (1) 本研修の受講地については、原則介護支援専門員としての登録を行っている都道府県とする。登録地が山梨県以外で、本研修の受講を希望する場合は、山梨県健康長寿推進課に相談するものとする。
- (2) 感染症及び自然災害の発生等により、研修の開催もしくは継続が困難であると判断した場合は、日程変更等の措置をとる。
- (3) 研修に係る諸連絡、緊急の連絡事項等は、一般社団法人山梨県介護支援専門員協会のホームページにて周知する。【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】
- (4) 研修修了者については、山梨県又は山梨県が研修指定実施機関として委託する団体が実施する介護支援専門員の養成・資質向上を図る各研修の講師等の候補者として、山梨県主任介護支援専門員登録名簿に掲載する。

- (5) 申込み内容等に虚偽があった場合は受講を認めないこととし、研修修了後に発覚した場合においては修了を取り消すこととする。

17 会場：別添日程表のとおり

オンデマンド研修、オンライン研修、集合研修がありますので、ご注意ください。

18 申込書及び事例等の提出先

〒400-0047 甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館1階
山梨県介護支援専門員協会 あて

19 オンデマンド研修を受講するに当たっての注意点

- ・令和7年度より、オンデマンド研修を取り入れて研修を実施する。
- ・本研修は、「講義（オンデマンド（eラーニング形式））」と「講義・演習（オンデマンド（eラーニング形式）＋（集合形式））」を組み合わせ実施するため、以下に十分注意のうえ、受講すること。

○受講者

- ・法定研修は専門職として受講する研修であることから、主体的な姿勢で臨むことが求められます。
- ・オンライン研修は、研修の開催場所等に影響されることなく、介護支援専門員にとって必要な知識・技術を学ぶ機会を増やすことができるメリットがあります。
- ・一方、オンライン研修の効果を高めるには参加する環境と参加姿勢が大切であり、それは受講者が自ら整える必要があります。
- ・研修環境を利用する端末（パソコン等）と通信環境は、研修会場への移動手段や筆記用具のようなものであるため、受講者が自ら確保してください。
- ・また、受講に関する必要書類、資料等のダウンロード、プリントアウトに関する費用は受講者の負担となります。
- ・これまでの集合形式の研修以上に事前学習を行うことが必要です。特に演習前には事前に自分の考えをまとめておく必要があります。
- ・オンラインによる研修は、受講者の自主的な予習・復習等に充てる時間を別途考慮しているため、研修時間等の短縮が図られている科目があります。また、習得目標の達成と理解促進のため研修時間が延長されている科目もありますので、ご承知おきください。

○所属事業所

- ・更新研修等、業務上位置づけられている研修については、可能な限り労働時間として取り扱うようご配慮をお願いします。
- ・事業所からの受講の場合、事業所の機材・通信環境を利用することになります。各事業所のOA機器や通信環境、セキュリティ環境によってはオンライン研修環境を利用するに当たって追加の取組が必要になることもあります。ご理解のうえ所属職員の資質向上に向けた取組のため、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ・研修受講者に対する研修の機会の確保のため、緊急の場合を除き研修受講者に電話をつながずに他のスタッフでサポートするなど、集中して受講できる環境を整備することなど配慮をお願いします。

問い合わせ先

- ・研修に関すること …………… 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会
(TEL:055-222-1661/fax:055-222-1671)
- ・受講要件に関すること …………… 山梨県健康長寿推進課 介護サービス振興担当
(TEL:055-223-1455/fax:055-223-1469)